

議 案

第3号議案

連合兵庫公職選挙推薦基準及び

推薦手続きの一部見直しに関する件

第3号議案

連合兵庫公職選挙推薦基準及び 推薦手続きの一部見直しに関する件

1. はじめに

連合兵庫は、2010年10月27日開催の第26回地方委員会において「連合兵庫公職選挙候補者推薦基準」について見直しを行ない、それに基づき、今日まで推薦を行ってきた。しかしながら、2012年12月の選挙以降の政治情勢、特に、政府・与党による強引な政治・政局に代表される2017年の大義なき解散による総選挙の結果も踏まえ、2017年10月30日の連合兵庫第16回定期大会の運動方針で新たな観点からの検討が必要との判断で候補者推薦のあり方や選挙体制等について検証を進めることを確認した。また、昨秋以降、連合が推薦する国会議員は、立憲民主党・国民民主党に分かれたが、いずれの政党も生活者・勤労者に目線を合わせた政策の実現をめざしている政党であり、今後とも連合・連合兵庫との連携強化が必要不可欠であることは言うまでもない。

この様に政治情勢が難しい局面の中でも、我々がめざす「働くことを軸とする安心社会」を実現するためには、各級選挙において働く者の代表としての候補者を連合兵庫として主体的に推薦し、議席の獲得に向けて組織が一丸となって取組みを進められる環境づくりが急務となった。こうした状況と課題認識をふまえ、これまでの推薦基準及び推薦手続きについて、各種機関を通じて協議を行ってきた。

2. 検討のポイント

- (1) 現状と課題認識を踏まえ、これまでの推薦基準及び推薦手続きについて連合中央が推薦決定を行う国政（衆・参）選挙における選挙区候補者の連合推薦申請の連合兵庫としての手続きや要件のあり方の見直しについて検討を進める。
- (2) 連合兵庫が推薦する候補者は、連合の「政治方針・確認事項」の遵守と「連合の進路」「連合の政治理念」の理解・実践者であることや、勤労者の政治的要求の実現に向けた情熱と政策力、さらに候補者にふさわしい人格、識見、行動力を兼ね備えた者であることを踏まえ、各種選挙において組織が一体感をもって取り組むことができる環境整備を行うことを前提とし、国政（衆・参）選挙において連合兵庫が主体性をもって連合本部への上申を行うための選挙区候補者の推薦手続きや要件のあり方について検討を進める。

連合兵庫公職選挙候補者推薦の基準（案）

I. 推薦する候補者の要件

連合兵庫が推薦候補者を判断する場合、連合の「政治方針・確認事項」の遵守と「連合の進路」「連合の政治理念」の理解・実践者であること。加えて、勤労者の政治的要求の実現に向けた情熱と政策力、さらに候補者にふさわしい人格、識見、行動力を兼ね備えた者であるという要件を満たしていることが全てに優先する条件とする。

II. 推薦する候補者の種類

- (1) 連合兵庫加盟組織が組織内候補者、またはそれに準じる候補者として機関で決定した者。
- (2) 連合本部・連合兵庫が政策協定を締結した政党ならびに支持協力関係にある政党が公認・推薦する者。
- (3) 「反自民、非共産」の政治的スタンスを明確にし、「連合の進路」「連合の政治理念」「連合の政治方針」に賛同し、連合の政策・政策要求の実現に協働する旨を誓約する者。

III. 推薦決定権の所在

1. 連合本部が決定する候補者

衆議院議員、参議院議員及び知事、政令指定都市市長選挙の候補者。

2. 連合兵庫が決定する候補者

政令指定都市以外の市長選挙及び町長選挙の候補者。

兵庫県議会議員および各市議会議員の選挙の候補者。

3. 地域協議会が決定する候補者

町議会議員選挙の候補者。

IV. 候補者推薦・支援の種類と手続き

1. 連合本部が決定する候補者

連合本部に上申する要件は、連合兵庫政治センター幹事会での合議をもって確認したうえで、執行委員会において審議・確認することを必須とする。その後、連合本部の決定をもって連合推薦候補者となる。

2. 連合兵庫が決定する候補

(1) 各級地方自治体議員選挙 <兵庫県議会・各市議会議員>

1) 責任産別方式<組織内候補者およびそれに準じる候補者>

組織内候補者及びそれに準じる候補者として機関手続きを経たうえで、当該構成組織（擁立産別）において推薦手続きに必要な条件（支持産別の確保）及び書類を整え、連合兵庫に提出する。連合兵庫は、政治センター幹事会での合議をもって確

認したうえで、執行委員会の審議・確認を得ることを条件とする。具体的な条件等は以下のとおり。

① 兵庫県議会議員および神戸市議会議員（政令指定都市）

責任産別は1産別、支持産別は三役産別の3産別の支持を得、連合兵庫に政策協定・誓約書を提出した候補者。なお、各構成組織は重複して支持産別になることは可とする。

② 市議会議員（政令指定都市以外）

責任産別は1産別、支持産別は三役産別の2産別の支持を得、連合兵庫に政策協定・誓約書を提出した候補者。なお、各構成組織は重複して支持産別になることは可とする。

2) 「推薦産別方式」〈組織外候補者〉

① 当該地域協議会は、予定候補者本人（もしくは政党地域組織等）からの推薦要請をふまえ、候補者自らの政治理念・政策等の提出を求める。

② 前項を受け、連合兵庫と地域協議会が事前に協議・調整を行ない、I.項の推薦する候補者の要件を満たすと判断される者の推薦手続きをすすめる。

③ 当該地域協議会は、予定候補者本人および推薦産別と連携し以下の必要な条件（推薦産別確保）及び必要な書類を整え、地域協議会における機関手続きを経て、連合兵庫へ上申する。連合兵庫は、政治センター幹事会での合議をもって確認したうえで、執行委員会の審議・確認を得ることを条件とする。具体的な条件等は以下のとおり。

・兵庫県議会議員および神戸市議会議員（政令指定都市）

3産別以上の産別推薦を得、連合兵庫に政策協定・誓約書を提出した候補者。

・市議会議員（政令指定都市以外）

2産別以上の産別推薦を得、連合兵庫に政策協定・誓約書を提出した候補者

3) 「政策協定方式」〈支持表明〉

「責任産別方式」および「推薦産別方式」での推薦には至らない候補者であっても、連合兵庫および当該地域協議会において態度を明確にする場合、地域協議会は、事前に連合兵庫と協議・調整を行い、そのうえで、「政策協定締結」「誓約書提出」および地域協議会での機関手続きを経て、連合兵庫へ上申する。連合兵庫は、地域協議会からの上申を受け、政治センター幹事会での合議をもって確認したうえで、執行委員会の審議・確認をもって、「支持表明」の態度表明を行なえるものとする。具体的な条件等は以下のとおり。

・兵庫県議会議員および各市議会議員

連合兵庫および当該地域協議会との3者間における政策協定の締結と誓約書を提出した候補者。

(2) 各市長・町長選挙の候補者

各自治体首長選挙における推薦にあたっては、候補者の政策・基本姿勢等を総合的に勘案することを基本に、当該地域協議会と推薦手続きを進める。

1) 出馬要請方式

連合兵庫と当該地域協議会が、それぞれの機関ではかった後、出馬要請書に『政策要請書』を付して、連合兵庫と地域協議会両者による出馬要請をおこなった候補者。

2) 政策協定方式

連合兵庫と当該地域協議会との3者間における政策協定の締結と誓約書を提出した候補者。

3) 支持表明

前項の1)・2)の扱いとならず推薦に至らない候補者であっても、連合兵庫および当該地域協議会において態度を明確にする場合は、それぞれの機関にはかり「支持表明」の態度表明が行なえるものとする。

3. 地域協議会が決定する候補者

町議会議員選挙の候補者推薦については、当該地域協議会が連合兵庫推薦要件等に準じて、構成組織（擁立産別）・単組や政党、支援団体等と連携のうえ推薦手続きを進め、機関決定を行ない、連合兵庫へ報告する。

V. 推薦決定後の対応

1. 責任産別の責任の考え方

(1) 各級議員の推薦にあたり「責任産別の責任」とは、選挙全般に関わることや議員活動などのすべてにおいて当該組織が責任を持つこと。

2. 構成組織の手続き

(1) 連合本部が決定権をもつ候補者の連合推薦が確定した場合は、連合兵庫としても推薦候補者として扱う。各構成組織においても、各々機関会議において推薦確認がなされるよう努める。

(2) 連合兵庫が決定権をもつ各級選挙候補者の推薦を決定すれば、各構成組織は、必要に応じて速やかに上部機関へ手続きを行う。また、これと並行して構成組織内の単組・支部など、各構成組織内へ候補者支持の周知を徹底する。

3. 連合兵庫政策フォーラムへの加入と議会活動

連合兵庫推薦（支持表明含む）となる各級地方議員候補者が当選すれば、連合兵庫政策フォーラムに加入することを義務づける。また、議会活動にあたっては、当該議会における連合推薦議員との統一行動（会派）を前提とする

4. 推薦の取り消し

連合兵庫推薦候補者が、選挙当選後の議会活動、地域活動において、連合の政治方針、政策協定や誓約書に反する行為、また、犯罪など反社会的行為はもちろんのこと、各級議員にふさわしくない行為や言動などがあれば、機関に諮り推薦の取り消しができる。

VI. 本基準の施行

この推薦基準は、2018年10月26日付けをもって施行する。

連合兵庫公職選挙候補者推薦基準

施行2001年 1月 1日
改訂2006年11月17日
一部改訂2010年10月27日
一部改訂2018年10月26日

以 上